

第2期美里町食育推進計画



平成24年7月

宮城県 美里町

目次

第1章	第2期食育推進計画策定の概要	1
	1 第2期計画策定の趣旨目的等	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の推進に向けて	
	4 計画の期間及び進行管理	
第2章	美里町の現状と課題	3
	重点施策別状況 食育を通じた健康づくり	
	楽しく食べる環境づくり（食事セッション）	
	ふるさと美里の恵を知る食育	
	食の安全・安心に配慮した食育	
	みんなで広げる食育の輪	
第3章	第2期食育推進計画の目標値	8
	1 第1期計画評価指標の見直し	
	2 食育推進の重点項目別目標及び評価指標一覧	
第4章	ライフステージごとの食育のねらい	12
	1 乳幼児期	
	2 義務教育期	
	3 青年期	
	4 壮年期	
	5 高齢期	
第5章	展開の場における取組と具体的事業	15
	1 展開の場における取組	
	・展開の場 保育所・幼稚園・学校	
	・展開の場 家庭・地域・行政	
	・展開の場 生産者・消費者・行政	
	2 食育推進の重点項目に対する具体的事業と関係各機関	
資料		19

第1章 第2期計画策定の概要

1 第2期美里町食育推進計画策定の趣旨・目的等

町は、食育基本法（平成17年7月15日施行）に基づき、食育を推進する方向付けとして平成20年4月に「美里町食育推進計画」を策定しました。その第1期計画期間を平成22年度までとしていましたが、震災の影響により平成22年度中に第2期計画を策定することができなかつたため、終期を平成23年度に延期し計画に基づく事業を実施してきました。

第1期計画は、食育推進における目指す方向性と枠組み作りに重点を置いた内容でした。第2期計画では、町の現状と課題を明確にし、実践可能な具体的な項目を盛り込み、また、関係部署・団体等の推進体制・役割分担を明確化した内容にしました。

第1期計画に基づく様々な取組や調査の結果等を基に、町民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための指針として第2期美里町食育推進計画を策定します。

参考 [食育]

食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けている。

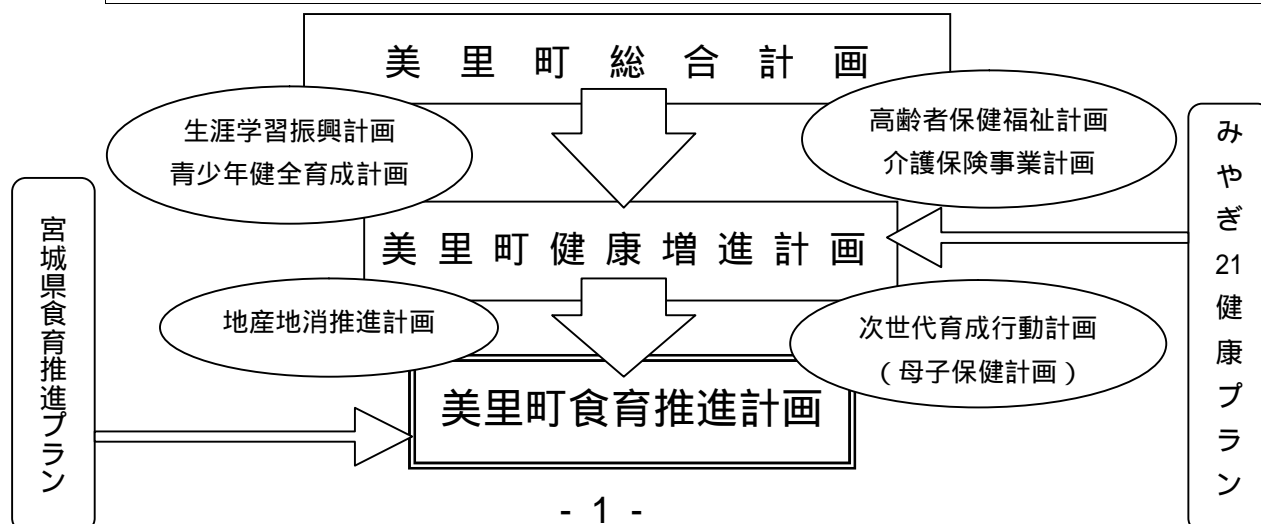
2 計画の位置づけ

本計画は、第1期計画に引き続き、食育基本法第18条第1項の規定により、美里町における食育を具体的に推進するための計画とします。

本計画は、美里町の特性を生かした食育推進の方向性を定め、また既存の関連計画との整合性を図りながら実施することを基本とします。

参考 [市町村食育推進計画] (食育基本法第18条第1項)

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。



3 計画の推進に向けて

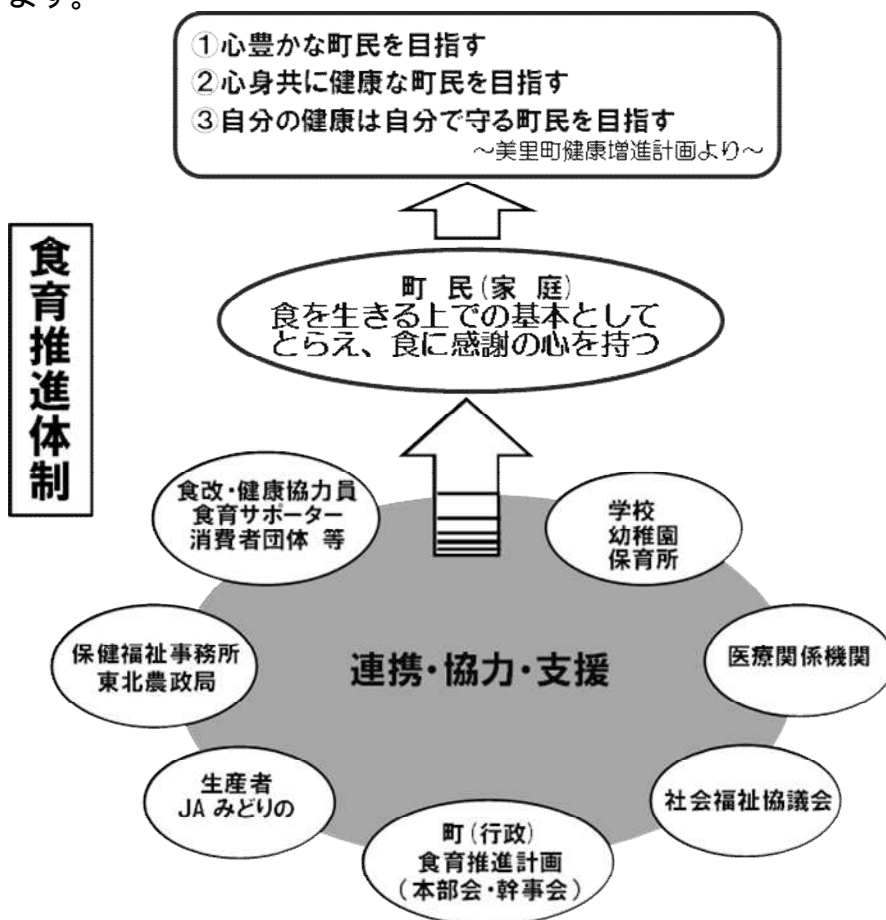
計画の推進体制

(1) 協働による全町的な取り組み

各種関連団体、事業者等と町で構成する食育推進のネットワークを確立・活用し、情報の交換と共有の下、町全体での協働による食の町づくりを進めていきます。

(2) 行政(役場等)における推進体制

組織を横断して構成する食育推進幹事会を中心に各種施策の調整・事業立案を図りながら、政策会議等で情報共有・総合調整を行い、計画的に施策を展開していきます。



4 計画の期間及び進行管理

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

本計画を効果的・効率的に推進するため、具体的な目標と指標を掲げ、計画に沿った事業を展開し、進捗状況の把握と評価を実施するものとします。

なお、計画期間中に著しい状況の変化等が生じた場合は、必要な見直しを行います。

平成24～27年度	計画の普及と推進・進捗状況の把握
平成28年度	計画の中間評価・見直し
平成29～32年度	計画の推進・進捗状況の把握
平成33年度	計画の最終評価・次期計画策定

第2章 美里町の現状と課題

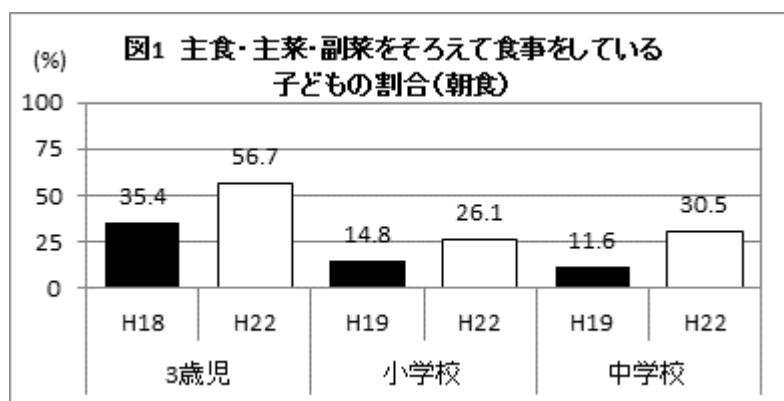
重点施策別状況

食育を通じた健康づくり

主食・主菜・副菜をそろえて食事をしている子どもの割合（図1）

朝食を主食・主菜・副菜そろえて食べる子どもの割合について、3歳児は56.7%となっており平成18年調査の35.4%より21.3%増加しています。また、小・中学生では26.1%、30.5%となっており全体の3割程度の人数ではありますが、平成19年調査に比べ小・中学校とも1割以上増加しています。

今後も主食・主菜・副菜のそろった朝食を食べる子どもが増えるよう、保育所・幼稚園・学校や乳幼児健診等による家庭への働きかけが大切です。



小・中学校
(平成19年朝食アンケート)
(平成22年食育に関するアンケート)
3歳児
(平成18・22年度乳幼児健診食事調査)

主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合(表1)

健康の維持・増進のためには、子どもからお年寄りまで全年代で食事の内容をバランス良く組み合わせることも重要な要素の一つといえます。

成人男性の62.1%、女性の79.1%が、主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしており、6割以上の人が食事内容のバランスを意識して食事をしていることがうかがえます。

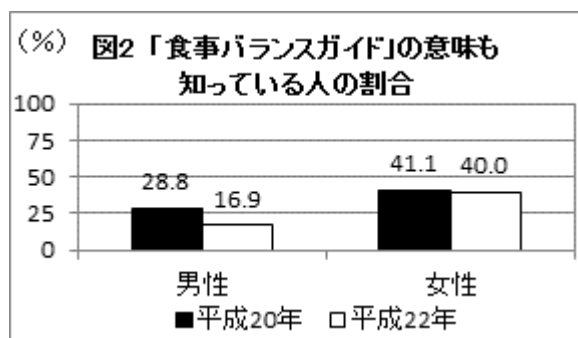
日常生活に取り入れやすい概念であると考えられるため、今後も健康づくりに繋がる食情報として普及啓発に一層力を入れて取り組んでいきます。

表1

	平成17年	平成22年
男性	56.0%	62.1%
女性	69.7%	79.1%

(平成17年・22年町民健康調査)

「食事バランスガイド」の意味も知っている人の割合(図2)



(平成20年食育に関するアンケート)

(平成22年町民健康調査)

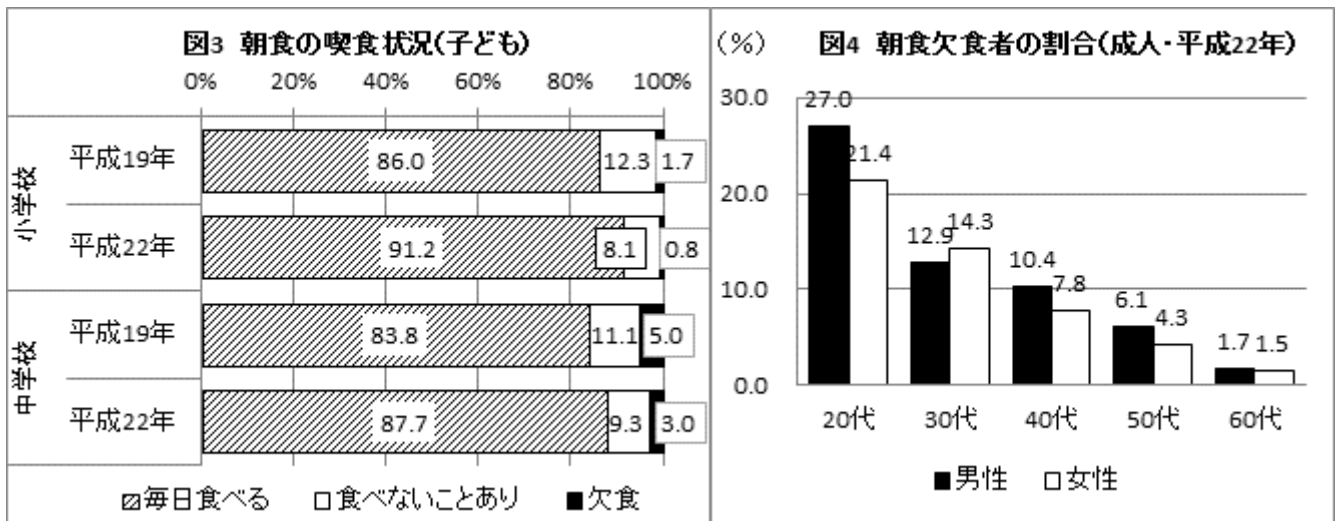
食事の適量とバランスを知ることができる「食事バランスガイド」について、地区栄養教室等を通じて地域での普及活動を実施してきました。しかしながら「意味も知っている」人の割合は、男性で16.9%、女性で40.0%となっており、平成20年調査より男性で11.9%、女性で1.1%減少しています。

表1の結果も踏まえ、一般に浸透しやすいと考えられる「主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合」を新たな指標とします。

朝食の欠食率

朝食欠食者(「ほとんど食べない」、「週に4~5日食べない」と回答した人)の割合について、小学生は平成22年で0.8%となっており、平成19年調査より0.9%減少しています。中学生の朝食欠食者は、平成22年で3.0%となっており、平成19年調査より2.0%減少しています(図3)。学校や家庭での取り組みの成果とみられます。目標は達成しましたが、朝食を食べることの大切さを伝えていくことは必要です。保育所・幼稚園・学校や乳幼児健診で「はやね・はやおき・あさごはん」運動の推奨を継続していきます。

また、成人の朝食欠食者は平成22年調査で男女とも若年層ほど高い傾向で、20歳代では男性が約3割、女性が約2割となっています(図4)。子どもの欠食は減少傾向であるものの、子育て世代に欠食者が多いことが気になります。母子手帳交付時や乳幼児健診等の関われる機会を捉えて、朝食を食べることの大切さを伝えていく取り組みを継続していきます。

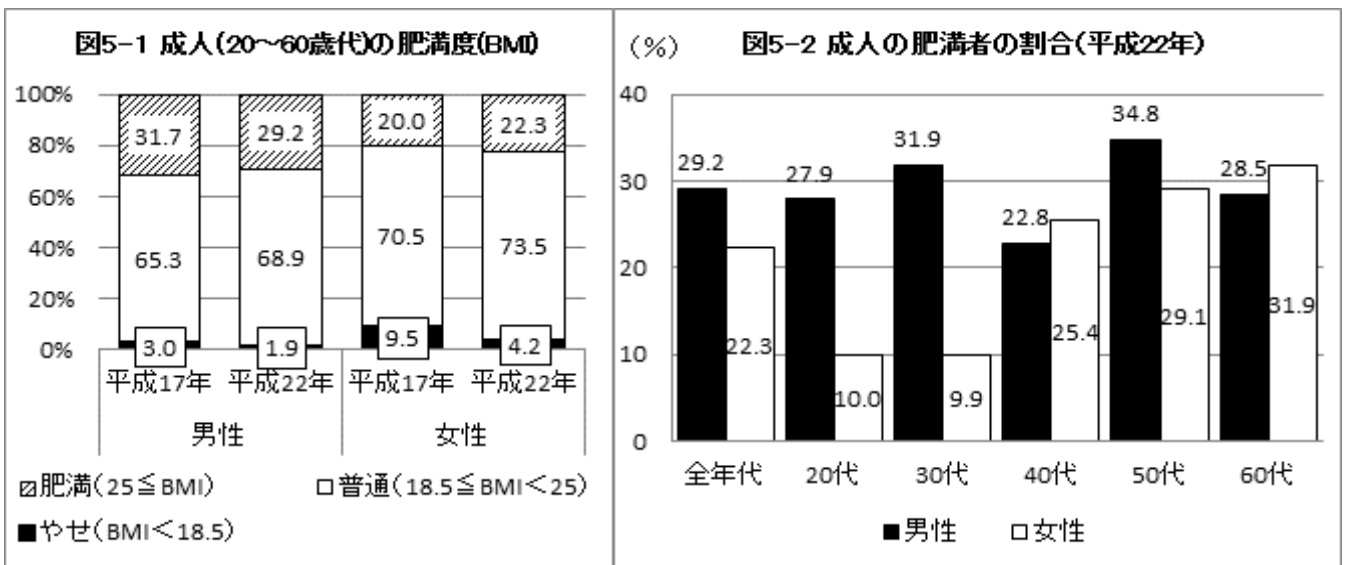


(平成19年朝食アンケート・平成22年食育に関するアンケート)

(平成22年町民健康調査)

成人(20~60歳代)の肥満者(BMI25以上)の割合

成人の肥満者(BMI25以上)の割合は、男性29.2%、女性22.3%となっており、平成17年調査より男性で2.5%減少、女性で2.3%増加となっています(図5-1)。年代別では40歳代以外は女性より男性の肥満者が多い状況です(図5-2)。循環器疾患のリスクがより高まる恐れがあるため、肥満を予防・改善していくことが大切です。



(平成17・22年町民健康調査)

自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ように心がけたり努力したりしている人の割合(表2)

平成17年から平成22年で男女ともに約1割増加しています。自分の体重を意識して生活している人の割合が今後も増加し、肥満者割合の減少につながるよう健診等様々な場面を通して啓発していくことが必要です。

表2

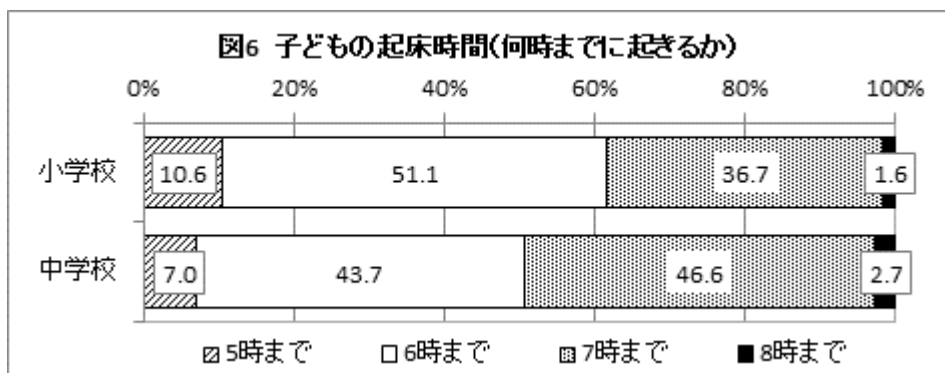
	平成17年	平成22年
男性	50.0%	59.6%
女性	63.7%	74.4%

(平成17年・22年町民健康調査)

朝7時までに起きる子どもの割合

規則正しい生活を送り、良い習慣を身につけるためには、起床時間を遅らせないようにすることも大切です。朝7時までに起きる子どもの割合は、平成22年調査で小学生98.4%、中学生97.3%となっており(図6)、大多数の子どもが起床時間については望ましい習慣を身につけつつあることがうかがえます。

今後も子どもたち皆が規則正しい生活を送れるよう働きかけていくことが大切です。



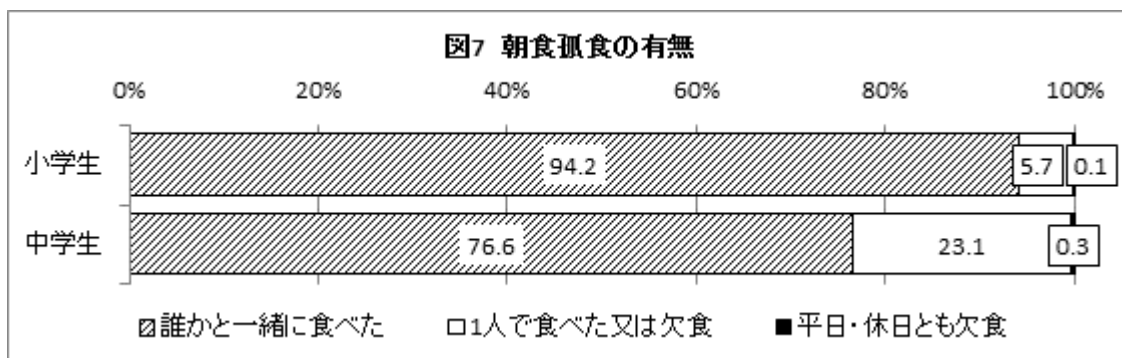
(平成22年食育に関するアンケート)

楽しく食べる環境づくり(食事ケーション)

誰かと一緒に食事をする子どもの割合

平日もしくは休日の朝食を誰かと一緒に食べる子どもの割合について、小学生は94.2%、中学生は76.6%となっています(図7)。

みんなで食事を楽しむ機会を充実させるよう更なる家庭への働きかけが重要です。



(平成21年朝食アンケート)

ふるさと美里の恵を知る食育

学校給食の地場産品の利用割合（表3）

表3

平成19年	平成22年
16.4%	16.6%

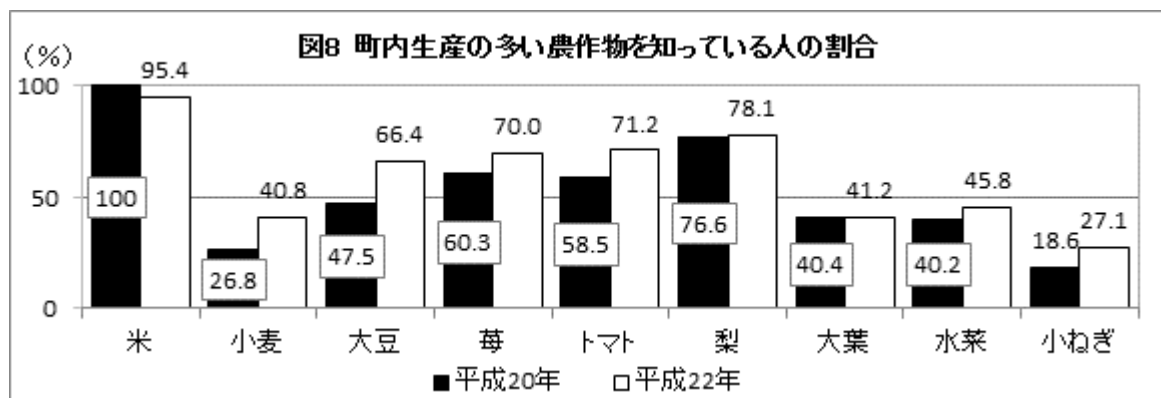
（平成19・22年度地場産物活用状況等調査）

学校給食における地場産品(町内産)の利用割合(食品数ベース)は、平成19年調査で16.4%、平成22年調査で16.6%となっています。

学校給食に対する町内産品の供給体制が上手く整備されることで、更なる利用増加が見込めます。

美里町内での生産が多い農作物を知っている人の割合（図8）

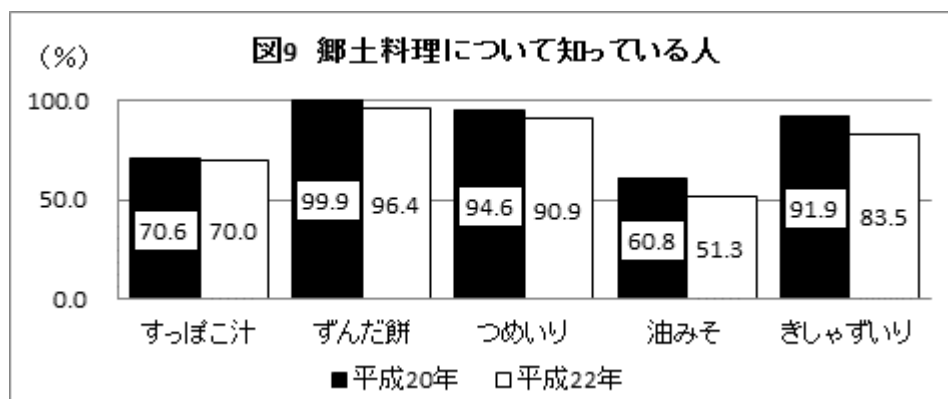
町内で生産が多い農作物を知っている人の割合は、米以外の食品について平成20年調査より平成22年調査で増加傾向にあり、地場産品への関心が高まってきている様子が見えます。今後も地産地消の推進に繋がるよう町内生産物をPRしていくことが重要です。



（平成20年食育に関するアンケート、平成22年町民健康調査）

郷土料理について知っている人の割合（図9）

美里町の郷土料理について、平成22年調査で「知っている」「食べたことがある」「作れる」人の割合は、すっぽこ汁(くず煮)70.0%、ずんだ餅96.4%、つめいり(すいとん)90.9%、油みそ(鉄火みそ)51.3%、きしゃずいり(おからいり)83.5%となっています。5つの料理について、認知度が平成20年調査より低下傾向であるため、郷土料理が継承されるよう、普及活動等に一層力を入れて取り組んでいく必要があります。



（平成20年食育に関するアンケート、平成22年町民健康調査）

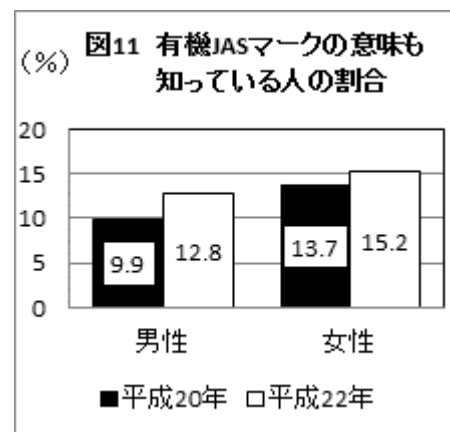
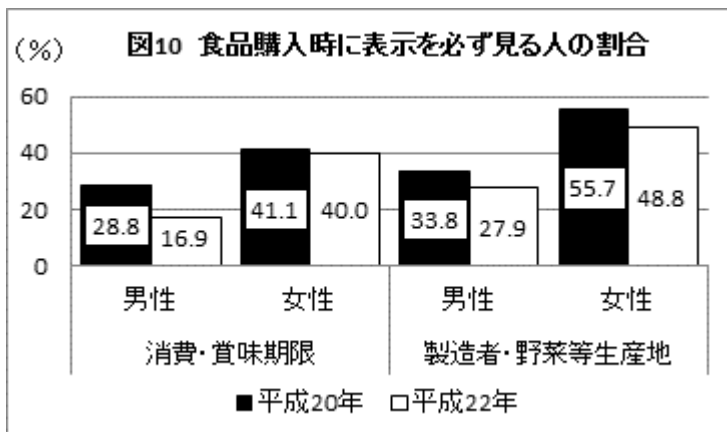
食の安全・安心に配慮した食育

食品表示への関心について

食品を購入する際に、消費期限・賞味期限を必ず見る人の割合は、男性62.0%、女性87.4%となっており平成20年調査より男性で3.4%、女性で0.8%減少しています。

また、製造者や野菜等の生産地を必ず見る人の割合は、男性27.8%、女性48.8%となっており平成20年調査より男性で6.0%、女性で6.9%減少しています（図10）。

食品表示の認知度として、有機JASマーク（農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品であり、農林水産省に登録された認定機関の認定を受け、JAS規格に合格したものであることを表す）の意味も知っている人の割合は、男性12.8%、女性15.2%となっています（図11）。食の安全安心に関心を持つ人が増加するよう今後も食に関する情報提供に努めます。



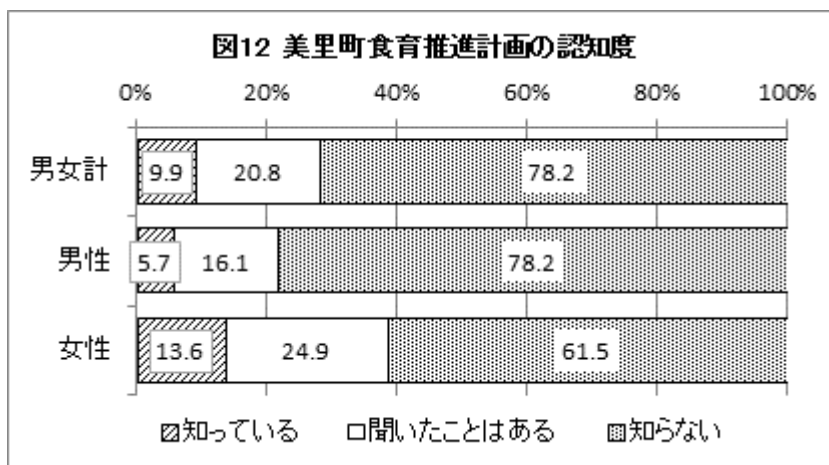
（平成20年食育に関するアンケート、平成22年町民健康調査）

みんなで広げる食育の輪

美里町食育推進計画の認知度

第1期美里町食育推進計画を知っている人は男性5.7%、女性13.6%となっており、「聞いたことはある」を含めても男女とも半数以下の認知度でした。

食育に関心のある人が増加するよう今後一層食育のPR活動に力を入れて取り組む必要があります。



（平成22年町民健康調査）

第3章 第2期食育推進計画の目標値

1 第1期計画評価指標の見直し

第1期計画の数値目標は、食生活に関する課題を改善していくための重点施策5項目について、目標年度を平成22年度と設定し、様々な事業に取り組んできました。

これまでの取り組みの結果や状況の変化等を踏まえ、新たに次の指標と目標値を設定して食育をより一層推進していきます。

食育を通じた健康づくり

主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合の増加

子どもから高齢者まで全年代で健全な食生活を実践するため、バランスの良い食事内容の組み合わせを理解し、実践する町民の増加を目指します。

項目	対象	参考値(H18)	現状値(H22)	目標値(H33)
主食・主菜・副菜をそろえて食べる子どもの割合(朝食)	3歳児	35.4%	56.7%	現状値の 1割増加
	小学生	14.8% ¹	26.1%	
	中学生	11.6% ²	30.5%	
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合		(H17)		現状値の 1割増加
	男性	56.0%	62.1%	
	女性	69.7%	79.1%	

出典)平成18年度3児健診食事調査、平成19年朝食アンケート、平成22年食育に関するアンケート、町民健康調査

1 対象は小学5年生 2 対象は中学2年生

適正体重の維持に努める町民の増加

循環器疾患等のリスクを高める肥満の予防・改善のため「成人男性の肥満者の割合の減少」と、健康への意識として「自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ようにしている町民の増加」を目標とし、「美里町健康増進計画」の目標値を目指します。

項目	対象	参考値(H17)	現状値(H22)	目標値(H33)
成人男性の肥満者の割合	男性	30.3%	29.2%	現状値の1割減少
自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ようにしている人の割合	男性	50.0%	59.6%	現状値の 1割増加
	女性	63.7%	74.4%	

出典)町民健康調査

規則正しい生活をおくる町民の増加

子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけることで、健全な食生活の実践につなげていけるよう、朝7時までに起きる子どもの増加を目指します。

項目	対象	参考値(H19)	現状値(H22)	目標値(H33)
朝7時までに起きる子どもの割合	小学生	99.1% ¹	98.4%	100%
	中学生	95.9% ²	97.3%	

出典)平成19年朝食アンケート、平成22年食育に関するアンケート

1 対象は小学5年生 2 対象は中学2年生

生涯自分の歯で食べられる町民の増加

望ましい食習慣を維持するためには、幼児期から歯の健康を保つことが大切です。そのため、よく噛んで食べ、むし歯の少ない子どもの増加を目標とし、「美里町健康増進計画」の目標値を目指します。

また、歯科保健に関する意識について、口腔内清掃だけでなく、乳幼児期からの食習慣が歯の健康に影響していることを理解し、自分や家族の歯と口腔の健康づくりに取り組む町民の増加を目指します。

項目	対象	現状値(H22)	目標値(H33)
一人平均むし歯本数	3歳児	1.63本	1本以下
	12歳	2.44本	
むし歯のない子の割合	3歳児	62.6%	80%以上
食習慣がむし歯予防に大切であることを知っている人の割合	乳幼児の保護者	平成24年調査予定 (3参考61.4%)	-

出典) 平成22年度3歳児健診、12歳：平成22年児童生徒の健康実態調査
3 平成22年度フッ化物集団塗布モデル事業調査

楽しく食べる環境づくり(食事セッション)

みんなで食事を楽しむ町民の増加

一人で食事をするより家族や友人と食卓を囲むことで、より食事を楽しむことに繋がります。食事を楽しむ食べる環境づくりの一つとして、誰かと一緒に食事をする子どもの増加を目指します。

項目	対象	現状値(H21)	目標値(H33)
誰かと一緒に食事をする子どもの割合	小学生	(朝食) 94.2%	(朝食) 100% 現状値の1割増加
	中学生	76.6%	
食事を楽しんでいる人の割合	小学生	平成24年 調査予定	-
	中学生 成人男性 成人女性	平成24年 調査予定	

出典) 平成21年朝食アンケート

ふるさと美里の恵を知る食育

美里町産や県内産の特産物を味わう機会の増加

地産地消の推進に関する取り組みの一つとして、学校給食における町内産食材の使用割合の増加を目指します。

項目	参考値(H19)	現状値(H22)	目標値(H33)
学校給食の地場産品使用割合(使用品目の割合)	16.4%	16.6%	17.1%

出典) 平成19年・22年度地場産物活用状況等調査

食の安全・安心に配慮した食育

消費・賞味期限等食品表示への関心が高まることで、食の安全・安心に配慮した食育が推進されると考えられるため、食品購入の際に食品表示を必ず見る人や食品表示(有機JAS)の意味も知っている人の増加を目指します。

項目	対象	参考値(H20)	現状値(H22)	目標値(H33)
食品購入時に消費・賞味期限を必ず見る人の割合	男性	65.4%	62.0%	現状値より 3%増加
	女性	88.2%	87.4%	
食品購入時に製造者や野菜等の生産地を必ず見る人の割合	男性	33.8%	27.8%	
	女性	55.7%	48.8%	
食品表示(有機JAS)の意味も知っている人の割合	男性	9.9%	12.8%	
	女性	13.7%	15.2%	

出典)平成20年食育に関するアンケート、町民健康調査

みんなで広げる食育の輪

食育を全町的に推進していくため、本計画を周知していくとともに、町民一人ひとりが食育に取り組めるよう、食に関することを学ぶ機会の提供を増やしていきます。

項目	対象	現状値(H22)	目標値(H33)
美里町食育推進計画を知っている人の割合	成人	9.9%	30%
食に関する教室の開催回数	全年代	72回	現状値の1割増加

出典)町民健康調査

2 食育推進の重点項目別目標及び評価指標一覧

基本目標：食は生きる上での基本であり、食に感謝の心を持った町民を目指します

重点施策	目標		指標	現状値 (平成22年)	目標値 (平成33年)	調査名
食育を通じた健康づくり	体にいいかしい食べ方を 知り、身につけよう		主食・主菜・副菜をそろえて食べる子供の割合	(朝食) 3歳児 56.7% 小学生26.1% 中学生30.5%	(朝食) 62% 29% 34%	3歳児健診食事調査 小・中学校食育に関するアンケート
			主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合	男性 62.1% 女性 79.1%	68% 87%	町民健康調査
			朝食欠食者の割合	小学生 0.8% 中学生 3.0%	0.8%以下 3.0%以下	小・中学校食育に関するアンケート
	適正体重の維持に 努めよう		自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ようにしている人の割合	男性 59.6% 女性 74.4%	66% 82%	町民健康調査
			男性(20～60歳代)の肥満者(BMI25以上)の割合	29.2%	26%	
	規則正しい生活を送ろう		朝7時までに起きる子供の割合	小学生 98.4% 中学生 97.3%	100%	小・中学校食育に関するアンケート
	生涯自分の歯で 食べよう		一人平均むし歯本数	3歳児 1.63本 12歳 2.44本	1本以下	3歳児健診 児童生徒の健康実態調査
			むし歯のない子の割合	3歳児 62.6%	80%以上	3歳児健診
			食習慣がむし歯予防に大切であるを知っている人(保護者)の割合	平成24年調査予定 (参考61.4%)	-	1.6歳児健診 平成22年度フッ化物集団塗布モデル事業調査
	楽しく食べる 環境づくり (食事セッション)	みんなで食事を楽しもう	誰かと一緒に食事をする子供の割合	(朝食) 小学生 94.2% 中学生 76.6%	(朝食) 100% 84%	小・中学校食育に関するアンケート
食事を楽しいと思っている人の割合			平成24年調査予定	-	小・中学校食育に関するアンケート 歯の意向調査	
ふるさと美里の恵を知る食育	地産地消の推進	美里産や県内産の農産物を味わおう	学校給食の地場産品使用割合(使用品目の割合)	16.6%	17.1%	地場産物活用状況等調査
		美里産や県内産の特産物を知ろう	美里町内での生産が多いものを知っている人の割合 参考値:米 95.4% 小麦 40.8% 大豆 66.4% いちご 70.0% トマト 71.2% 梨 78.1% 大葉 41.2% 水菜 45.8% 小ねぎ 27.1%		増加	町民健康調査
食の安全・安心に 配慮した食育	食文化の継承	郷土料理(伝承したい料理)及び日本のならわしや行事食を知ろう	美里町内の郷土料理を知っている(作れる・食べたことがある人を含む)人の割合 参考値:すっぽこ汁(くず煮)を知っている人 70.0% つめいり(すいとん)を知っている人 90.9% 油みそ(鉄火みそ)を知っている人 51.4% きしゃずいり(おから炒り)を知っている人 83.6%		増加	町民健康調査
		食品の衛生に関心を持とう	食品購入時に消費・賞味期限を必ず見る人の割合	男性 62.0% 女性 87.4%	65% 90%	町民健康調査
食品表示に関心を持とう	食品購入時に製造者や野菜等の生産地を必ず見る人の割合	男性 27.8% 女性 48.8%	31% 52%			
食品表示(有機JAS)の意味も知っている人の割合	男性 12.8% 女性 15.2%	16% 18%				
みんなで広げる食育の輪	食育推進に関わるボランティアを育成しよう	みんなで食育に取り組もう	美里町食育推進計画を知っている人の割合	9.9%	30%	町民健康調査
			食に関する教室の開催回数	72回	79回	平成22年度実施分

第4章 ライフステージごとの食育のねらい

この計画は、生涯にわたって健康で生き生きとした生活をおくるために、各ライフステージに応じた食育を進めていくことが必要となります。

そこで、ライフステージを下記の5つに分け、関係者が連携して食育に取り組んでいくこととします。

ライフステージ	年齢区分	食育テーマ
乳幼児期	おおむね0～5歳	食習慣の基礎づくり
義務教育期	おおむね6～15歳	望ましい食習慣の定着
青年期	おおむね16～39歳	健全な食生活の実現
壮年期	おおむね40～64歳	食生活の維持と健康管理
高齢期	おおむね65歳以上	食を通じた豊かな食生活の実現

1 乳幼児期（おおむね0～5歳） 食習慣の基礎づくり

乳幼児期は、一生のうちで最も著しく成長するとともに、食習慣の基礎を身につける等の生涯における発達を方向付ける意味でとても重要な時期です。食育が推進され、「何を食べるか」だけでなく「噛む（咀嚼）・飲み込む（嚥下）」という口の働きがしっかりとしていると、食事をおいしく味わったり、歯や口の健康を守ることができます。

乳児期には、授乳を通して親子のふれあいにより精神的な安定、愛情や安心感、信頼感等を身につけていきます。また、乳幼児期は「口から食べる（噛んで飲み込む）」ことを覚える時期であり、子どもと一緒に食べながらおいしさを共感し合って、乳歯の生え方や食べ方、口の動きに合わせて離乳食を進めていくことが大切です。

幼児期には活動範囲が広がり、好奇心も強くなり、発達や自我の芽生えにより、偏食や小食といった問題も起きやすくなります。この時期は、子どもの個人差に十分配慮し、家族や友達との楽しい雰囲気での食事を心がけることや、様々な食品に親しみ、味覚と共に嗅覚や触感といった五感を磨くための経験をすることが大切です。

<乳幼児期の食育のねらい>

- ・一日3回の食事（主食・主菜・副菜をそろえて）と適切な内容、適量の間食で規則正しい生活リズムを作ります
- ・家族や友達と一緒に食べる楽しさを味わいます
- ・楽しく食事をするためのマナーを身につけます
- ・いろいろな食べものを味わうことで味覚の基礎を養います
- ・歯磨き習慣を身につけむし歯予防に努めます
- ・おいしいものをよく噛んで食べ、きれいなお口を育てます

2 義務教育期（おおむね6～15歳） 望ましい食習慣の定着

義務教育期は、心身の成長・発達が著しく、食習慣の基礎を定着させる時期ですが、生活時間の多様化から、家族そろって食事をする機会が減少している他、食事内容の偏りや「食」に対する関心の薄れ、食事マナーの乱れなどの問題も生じてきています。

このような問題を解決するためにも、家庭と学校、地域等が連携し、食べる楽しさや「食」への興味・関心を高め、望ましい食習慣を身につけることが重要です。

学校給食や様々な体験学習、家庭での手伝い、友達との交流などを通して、「食」への興味・関心を持ち、「食」に関わる人や食べ物への感謝の心を育むことが大切です。

また、家族や友人と食事をする楽しさを感じることや、調理技術、食事マナーを習得することも大切です。

更に、学童期は乳歯から永久歯へ生えかわり、咀嚼力も増すため、噛みごたえのある食事をしっかり噛んで、味わって食べる習慣をつけることも大切です。

<義務教育期の食育のねらい>

- ・一日3回の食事（主食・主菜・副菜をそろえて）で規則正しい生活リズムを作ります
- ・楽しく食事をするための食のマナーを身につけます
- ・家族や友人と楽しい雰囲気ですることにより食べる楽しさを学びます
- ・食事作りの手伝いや買い物を体験します
- ・日常生活に必要な基礎的な調理技術を身につけます
- ・むし歯や歯周病を予防し健康な歯とお口を育てていきます
- ・噛みごたえのある食事をしっかり噛んで味わって食べる習慣を身に付けます

3 青年期（おおむね16～39歳）健全な食生活の実現

青年期は、社会的にも家庭的にも生活が大きく変化する時期です。一方で、身体機能は充実していますが、仕事や勉強で食事時間や生活リズムが不規則になり、偏った食生活や外食利用の増加などから、食事管理や健康管理がおろそかになりやすい時期でもあります。

この時期の食生活状況が、壮年期以降の健康管理にも影響を及ぼすことから、栄養のバランスや生活リズムを見直し、健全な生活習慣と食習慣の維持や改善に努めることが大切です。

また、社会的に自立する時期でもありますので、これまで得てきた食に関する知識や情報を発信していく役割が求められるようになります。

<青年期の食育のねらい>

- ・食に関する正しい情報を選択できる力を身につけます
- ・適正な食事量や栄養バランスの知識を習得し実践できるよう努めます
- ・家族や友人、知人と食卓を囲み、楽しい雰囲気ですることようにします
- ・美里町や宮城県の特産物を知り、活用する機会を増やします
- ・家庭料理や行事食、郷土料理等の知識や技術を学んでいきます
- ・むし歯や歯周病を予防し、歯と口腔の健康管理に努めていきます

4 壮年期（おおむね40～64歳） 食生活の維持と健康管理

壮年期は、職場や地域、家庭の中心となって活躍するため、多忙なこともあり、自分の健康管理がおろそかになる傾向があります。また、生活習慣病等に罹りやすくなることや、更年期による体調の変化等、身体的、精神的、社会的に大きな変化を迎える時期です。

生涯を通じて心身の健康を維持していくうえで、健全な食生活は欠かすことができませんが、忙しい毎日を送る中で、このことを忘れてしまいがちです。

こうした現状の中においても、健全な食生活や規則正しい生活習慣を守り、自分の健康管理に努める必要があります。

更に、この時期は地域での活動や次世代への食文化を継承する役割も期待されます。

< 壮年期の食育のねらい >

- ・ 家族や友人、知人と食卓を囲み、楽しい雰囲気でするよう努めます
- ・ 自分や家族の食生活を見直し、生活習慣病予防に努めます
- ・ 家庭料理や行事食、郷土料理等の知識や技術を子供たちに継承していきます
- ・ 家族ぐるみで歯と口腔の健康管理を実践していきます

5 高齢期（おおむね65歳以上） 食を通じた豊かな食生活の実現

高齢期は、退職や子供の自立などにより、生活環境も大きく変化します。また、体力の低下が徐々に進む等、健康への不安を感じることも多くなってきます。

食生活や健康のことに高い関心を持つ人が多い世代ですが、独り暮らしや高齢世帯の増加、家族や地域社会との交流の希薄化等により、食事の偏りやお口の健康の悪化などの問題が見られるようになってきます。

このため、望ましい生活習慣や口腔機能を維持し、自分の健康管理に努める必要があります。

更には、これまで培ってきた食に関する豊富な知識と経験を家族や地域へ継承する指導的な役割も期待されます。

< 高齢期の食育のねらい >

- ・ 偏りのない（過不足のない）食事をするよう心がけます
- ・ 健康診断や歯科健診を定期的に受け、健康を維持できるように心がけます
- ・ 体調に応じて食事内容を工夫するようにします
- ・ 家族や友人、知人と楽しい雰囲気でする機会を持つようにします
- ・ 行事食や郷土料理等の豊富な知識や技術、経験を地域や家庭に継承していきます
- ・ 生涯自分の歯で食べられるよう自分の口に合った口腔管理を実践していきます

第5章 展開の場における取組と具体的事業

1 展開の場における取組

食育推進における取り組みの具体的な展開の場として「保育所・幼稚園・学校」「家庭・地域・行政」「生産者・消費者・行政」の3つに区分し、それぞれの場に応じた取り組み内容を示しました。

展開の場 : 保育所・幼稚園・学校

基本方向

食生活に関する様々な問題が生じている中、食育を展開する場として、保育所・幼稚園・学校には大きな期待が寄せられています。生涯における発達を方向付ける意味で重要な時期であるため、保育所・幼稚園・学校で一貫した取り組みを進めていくことが必要です。

食に関する様々な体験等を通し、食の大切さや楽しさ、食に関わる人々や食べ物などに感謝する心を育み、食への興味・関心を高め、望ましい食生活の定着をめざします。

	取 組 内 容
保育所・幼稚園での取組	友達や先生と楽しく食べる環境を作ります できるだけ多くの食材に触れる機会を増やします 給食に行事食を取入れ、日本のならわしや伝統について伝えていきます 栽培収穫等の体験を通して食への関心を高めます
学校での取組	「はやね・はやおき・あさごはん」運動を推奨していきます 「食に関する指導に係る全体計画」を作成し学校全体で食育を推進していきます 調理実習や農業体験学習を通して食に対する理解と関心を高めます 校内放送や給食便りを通じ食に関する情報発信の内容を充実させます
共通の取組	「はやね・はやおき・あさごはん」運動を推奨していきます 家族や友達と一緒に食べる喜びや楽しさを育てます 主食・主菜・副菜を知り、そろえて食べられるよう支援します 栽培や収穫などの農業体験を通し食べ物大切さや感謝の心を育てます 食を大事にし、食に関わる人々や食べ物などへ感謝する心を育てます 郷土料理や行事食を献立に入れ伝えていきます 給食に地域の食材を活用するよう努めていきます 校内放送や給食便りでの情報提供をしていきます 口腔保健教育を定着させます

展開の場 : 家庭・地域・行政

基本方向

家庭は、食育の基本となる重要な場であるため、食によるコミュニケーション(食事セッション)を通して食を楽しむとともに、食習慣を点検し、望ましい食生活の維持に努めることができるよう適切な取り組みが必要です。

また、様々な人が生活を営む地域においても、食育推進の取り組みが円滑に行えるよう、町民一人ひとりが食の大切さを自覚し、健全な食生活の実践者となるよう行政や地域とともに取り組んでいきます。

さらに、食育に携わる人が増え、主体的な食育活動が活発に行われるよう、地域で活躍できる人材育成として、行政は食育サポーター及び食生活改善推進員等の育成を行い、地域での活動の機会を提供していきます。

	取 組 内 容
家庭での取組	<p>生活リズムを整え、「はやね・はやおき・あさごはん」を実践します 家族や友人で食卓を囲み、楽しく食事することを心がけます 食事作りの手伝いや買い物を体験し、調理の基本を覚えていきます 楽しく食事をするためのマナーを学び伝えていきます 主食・主菜・副菜がわかりそろえて食べるように努めます 美里町や宮城県の特産物を知り毎日の食生活に活用します 家庭料理や行事食などに関する知識や技術を伝えていきます 歯と口腔の健康づくりに家族ぐるみで取り組んでいきます</p>
地域での取組	<p>「はやね・はやおき・あさごはん」の習慣を呼びかけます 農業体験や食を通じ、地域や世代間交流の機会を増やします 学校や保育所、幼稚園での食育の取組に協力します 学校給食や保育所での地場産品の活用に協力します 行事食や郷土料理等の知識や技術の普及に努めます 食に関するイベントや料理教室等に積極的に参加します</p>
行政機関での取組	<p>基本的な生活習慣定着のための啓発活動(例えば早寝早起き運動など)を推進します 地域との交流ができる機会を提供します 学校給食や保育所での地場産品の活用を進めます 行事食や郷土料理等を学ぶ機会を提供します 生活習慣病の発症予防や重症化対策のために、望ましい食生活が維持できるよう支援します 食育に関心のある人を増やしていくように努めます 食や歯の健康づくりに関する取組を支援します 食育を推進する組織や団体等(食生活改善推進員・食育サポーター等)を育成し活動の機会を提供します 町内の栄養士等によるネットワークを確立し、一貫した指導・推進を行っていきます 家庭や地域での取り組みを支援するため、情報提供や保健指導の充実に努めます</p>

展開の場 : 生産者・消費者・行政

基本方向

地域で生産され地域で消費する「地産地消」は、消費者にとって新鮮で安全・安心な農作物が供給されるとともに、生産者にとっても流通コストの低減、多品目少量生産・規格外でも柔軟に対応できるなどのメリットがあります。

更に、将来を担う子どもたちにとっては、農業への多様な理解を深めることができるとともに、食生活の改善による健康づくりや地域に根差してきた伝統的食文化の継承にもつながると考えます。

町民一人ひとりが、地元の食材を活用し地産地消の取り組みを推進するとともに、生産者と消費者の相互理解が深まるよう、農業体験や地域活動を通して、顔が見える関係づくりを目指します。

なお、食品の安全性確保は、消費者や生産者自らが、その必要性を理解し取り組むことが重要です。

	取 組 内 容
消費者の取組	美里町や宮城県の特産物を知り毎日の食生活に活用します 四季折々、旬の食材を使った料理を心がけます 食の安全安心(食品表示等)に関心を持ちます
生産者の取組	農業体験の機会を増やします 学校給食や保育所での地産地消に協力します 食の安全安心に関する情報を提供します 地場産品のPR活動をするため、各種イベントへ積極的に参加します
行政機関での取組	食に関する情報を提供します 食品衛生や食中毒等に関する情報を提供します 食育を推進する組織や団体等(食生活改善推進員・食育サポーター等)を育成し活動の機会を提供します 地元の食材や食品の良さを伝えるため、町内外のイベントでのPR活動に取り組みます 地産地消事業を推進します

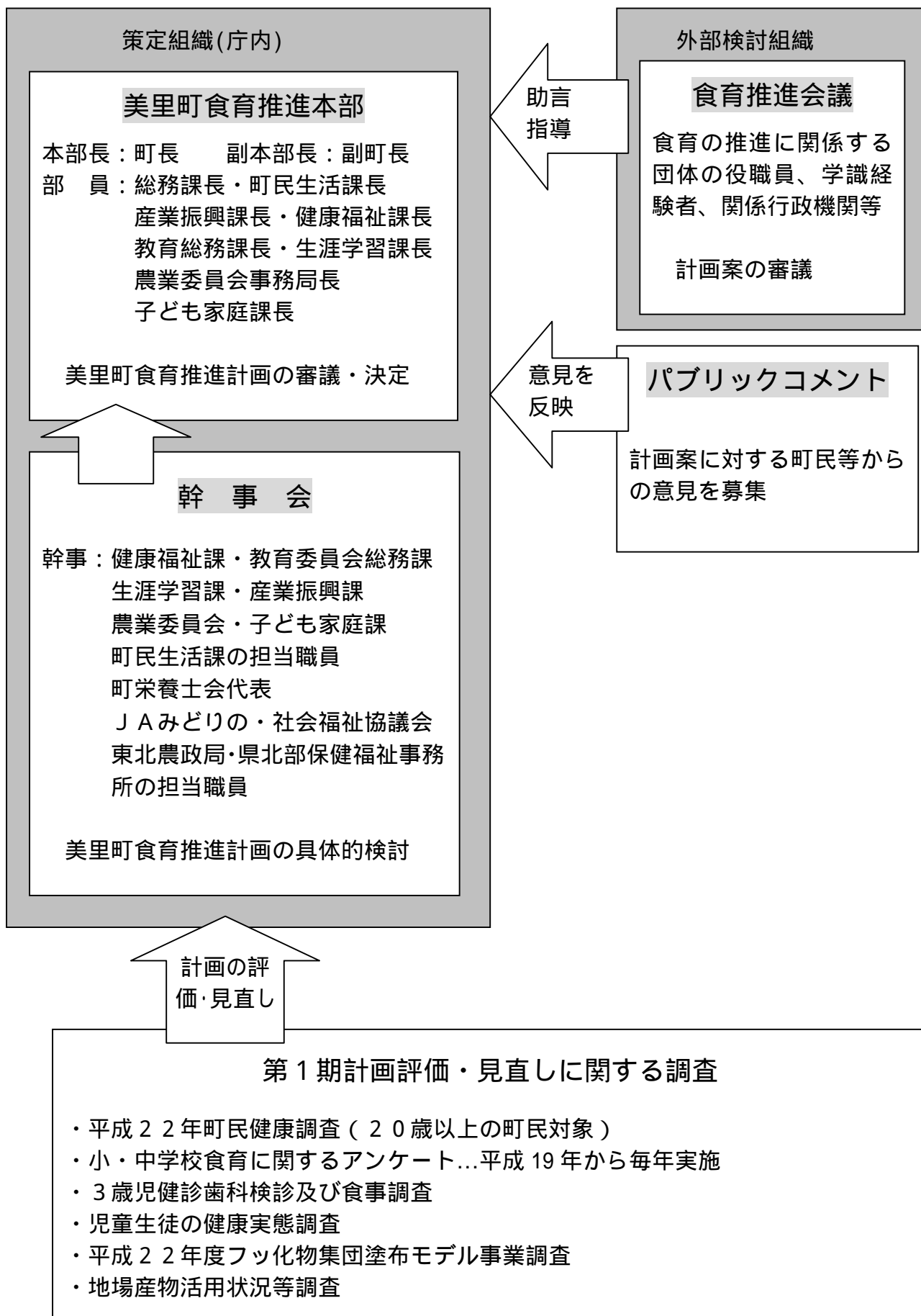
2 食育推進の重点項目に対する具体的事業と関係各機関(平成24年～33年)

重点施策	目標	具体的事業	関係各課・機関	
食育を通じた健康づくり	体にいいかきい食べ方を 知り、身につけよう	・乳幼児健診での集団指導及び個別指導	健康福祉課	
		・主食・主菜・副菜をそろえたバランスの良い食事の普及啓発		
		・各種団体への健康教育・健康講座		
		・保育所での集団指導並びに個別指導	子ども家庭課	
		・小中学校単位での「食に関する指導の全体計画」の作成と実践	教育総務課	
		・配食サービスでの情報提供	社会福祉協議会	
		・各種健康講座	健康福祉課 生涯学習課	
		・広報誌・HP・給食便りでの情報提供	健康福祉課 教育総務課	
	適正体重の維持に努めよう	・特定健康診査及び保健指導	健康福祉課 町民生活課	
		・広報誌・HP・給食便りでの情報提供(再掲)	健康福祉課 教育総務課 子ども家庭課	
		・各種団体への健康教育、各種健康講座(再掲)	健康福祉課	
	規則正しい生活を送ろう	・「はやね・はやおき・あさごはん」運動の推奨	教育総務課 子ども家庭課 健康福祉課	
		・乳幼児健診での集団指導及び個別指導(再掲)	健康福祉課	
	生涯自分の歯で食べよう	・乳幼児健診での歯科健診及び集団指導	健康福祉課	
		・1.6歳児へのフッ化物塗布		
・歯周疾患検診及び事後指導				
・歯磨きボランティアの養成				
・口腔機能の向上事業(歯つらつ教室)				
・学校、保育所、幼稚園での歯科検診及び歯科保健教育		教育総務課 子ども家庭課 健康福祉課		
(食事ケイション) 楽しく食べる 環境づくり	みんなで食事を楽しもう	・給食を通じた味の体験と食事のマナー教育	教育総務課 子ども家庭課	
		・おやこでクッキング～!(アウトドアクッキングとおやつ作り)	社会福祉協議会	
		・人生謳歌塾(団塊世代の食を通じた地域づくり活動)		
		・食育月間の普及(6月・11月)	健康福祉課 教育総務課	
		・「食育の日」の啓蒙活動	宮城県	
ふるさと美里の恵を知る食育	地産地消の推進	・各小学校農業体験学習	教育総務課 JAみどりの	
		・幼稚園の収穫体験		
		・農業体験やグリーンツーリズムへの取組に対する支援	産業振興課 農業委員会	
		・広報誌やHPでの地場産食材の紹介・旬の情報の紹介		
		・地産地消PR	産業振興課、農業委員会、JAみどりの	
		・高校生と小学生の世代間交流事業(レッツあぐり部)	社会福祉協議会	
	食文化の継承	郷土料理(伝承したい料理)及び日本の 習わしや行事食を 知ろう	・地元食材を使った給食の提供	教育総務課 子ども家庭課
			・すっぽこキャンペーン	産業振興課
			・地産地消PR(再掲)	産業振興課、農業委員会、JAみどりの
			・学校給食における地域の伝統料理の紹介(すっぽこウィーク)の実施	教育総務課
心に配慮した食育	心の安全・安心 食品の衛生に関心を 持とう 食品表示に関心を 持とう	・広報誌・HP・給食便りでの情報提供(再掲)	健康福祉課 教育総務課 子ども家庭課	
		・各種団体への出張講座	健康福祉課 東北農政局	
		・食に関する情報の提供	産業振興課 東北農政局	
		・食品衛生や食中毒等に関する情報提供	健康福祉課 宮城県	
みんなで広げる食育の輪	食育推進に関わる ボランティアを育成しよう	・食育サポーター養成講座及び育成研修会	健康福祉課、産業振興課、町民生活課、東北農政局、JAみどりの等	
		・各種団体への健康教育、各種健康講座(再掲)	健康福祉課 生涯学習課	
		・地区組織養成・育成のための教室(食生活改善推進委員会等)	健康福祉課	
		・美里町食育推進計画の普及		
	みんなで食育に取り組もう	・町内栄養士ネットワークづくり	健康福祉課	
		・大崎地域食育推進連絡会議		
		・宮城食育コーディネーターの活動支援	宮城県	
		・「食育の日」の啓蒙活動、食育月間の普及(6月・11月)(再掲)	健康福祉課、教育委員会、宮城県	
・美里町食育推進幹事会及び食育推進会議	健康福祉課等			

[資料] 策定までの経過

月 日	内 容
平成22年5月31日(月)	平成22年度第1回食育推進幹事会 各課各関係機関での取組み 食育推進計画の評価・見直しについて(調査内容等の確認)
平成22年7月	平成22年小中学校食育に関するアンケート実施 町民健康調査実施(20歳以上の町民対象)
平成22年12月20日(月)	平成22年度第2回食育推進幹事会 小中学校食育に関するアンケート結果について 町民健康調査結果について 第2期食育推進計画(案)について(評価指標・目標値の検討)
平成23年1月25日(火)	平成22年度第3回食育推進幹事会 第2期食育推進計画(案)について(評価指標・目標値の検討、 関係各課での取組内容の確認)
平成23年2月15日(火)	平成22年度第4回食育推進幹事会 第2期食育推進計画(案)について(計画内容について表現の 修正等)
平成23年7月	平成23年小中学校食育に関するアンケート実施
平成24年1月30日(月)	平成23年度第1回食育推進幹事会 第2期食育推進計画(案)について(計画内容について表現の 修正、各課各関係機関での取組内容の確認等)
平成24年3月5日(月)	平成23年度第2回食育推進幹事会 第2期食育推進計画(案)について(計画内容について表現の 修正、各課各関係機関での取組内容の確認等)
平成24年3月22日(木)	美里町食育推進会議(計画案の審議)
平成24年4月5日(木)	美里町食育推進会議(計画案の審議)
平成24年5月	パブリックコメントの実施
平成24年6月8日(金)	平成24年度第1回食育推進幹事会 第2期食育推進計画(案)について(最終確認)、パブリック コメントに対する町の考え方について、各課各関係機関での取 組内容について
平成24年7月	第2期食育推進計画策定

[資料] 第2期美里町食育推進計画策定体制



[資料] 美里町食育推進会議条例

平成 19 年 9 月 27 日
条例第 30 号

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の規定に基づき、美里町食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美里町食育推進計画(法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画をいう。)を策定するとともに、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の区域における食育の推進に関する重要事項について審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療機関の関係者
- (2) 学校等教育関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 食育に関する団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたる者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長、副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年美里町条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

[資料] 美里町食育推進会議委員名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
1	玉手 英一	南郷病院 院長	条例第2条第2項第1号
2	袖井 文二	医 師	条例第2条第2項第1号
3	高橋 文一	歯科医師	条例第2条第2項第1号
4	齋藤 亮一	校長会代表(小牛田中学校 校長)	条例第2条第2項第2号
5	佐藤 千恵	北部保健福祉事務所 健康づくり支援班 班長	条例第2条第2項第3号
6	佐々木 洋子	食生活改善推進員会 会長	条例第2条第2項第4号
7	宍戸 三千孝	健康協力員代表	条例第2条第2項第4号
8	伊藤 恵子	農業委員代表	条例第2条第2項第5号
9	伊藤 正雄	商工会代表	条例第2条第2項第5号
10	松田 彰洋	社会福祉協議会局長	条例第2条第2項第5号

第2期美里町食育推進計画訂正一覧表

ページ	訂正前	訂正後
P 1 (追記)	第1章 第2期計画策定の概要 1 第2期美里町食育推進計画策定の趣旨・目的	第1章 第2期計画策定の概要 1 第2期美里町食育推進計画策定の趣旨・目的 5行目 <u>第1期計画は、食育推進における目指す方向性と枠組み作りに重点を置いた内容でした。第2期計画では、町の現状と課題を明確にし、実践可能な具体的な項目を盛り込み、また、関係部署・団体等の推進体制・役割分担を明確化した内容にしました。</u>
P 3 (追記)	第2章 美里町の現状と課題 重点施策別状況 食育を通じた健康づくり 主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合(表1)	第2章 美里町の現状と課題 重点施策別状況 食育を通じた健康づくり 主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合(表1) 7行目 <u>日常生活に取り入れやすい概念であると考えられるため、今後も健康づくりに繋がる食情報として普及啓発に一層力を入れて取り組んでいきます。</u>
P 3 (追記)	第2章 美里町の現状と課題 重点施策別状況 食育を通じた健康づくり	第2章 美里町の現状と課題 重点施策別状況 食育を通じた健康づくり

	「食事バランスガイド」の意味も知っている人の割合（図2）	「食事バランスガイド」の意味も知っている人の割合（図2） 8行目 <u>表1の結果も踏まえ、一般に浸透しやすいと考えられる「主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合」を新たな指標とします。</u>
P 4 (追記)	朝食の欠食率	朝食の欠食率 8行目 <u>子どもの欠食は減少傾向であるものの、子育て世代に欠食者が多いことが気がりです。母子手帳交付時や乳幼児健診等の関われる機会を捉えて、朝食を食べることの大切さを伝えていく取り組みを継続していきます。</u>
P 7 (追記)	食の安全・安心に配慮した食育 食品表示への関心について	食の安全・安心に配慮した食育 食品表示への関心について 8行目 <u>食の安全安心に関心を持つ人が増加するよう今後も食に関する情報提供に努めます。</u>
P 1 5 (訂正)	第5章 展開の場における取組と具体的事業 1 展開の場における取組 <u>展開の場</u> ：保育所・幼稚園・学校 保育所・幼稚園での取組 取組内容 友達や先生と楽しく食べる環境を作ります <u>給食に地域の食材を活用するよう努めていきます</u>	第5章 展開の場における取組と具体的事業 1 展開の場における取組 <u>展開の場</u> ：保育所・幼稚園・学校 保育所・幼稚園での取組 取組内容 2段目を削除 友達や先生と楽しく食べる環境を作ります 給食に地域の食材を活用するよう努めていきます

	<p>できるだけ多くの食材に触れる機会を増やします</p> <p>給食に行事食を取入れ、日本のならわしや伝統について伝えていきます</p> <p>栽培収穫等の体験を通して食への関心を高めます</p>	<p>できるだけ多くの食材に触れる機会を増やします</p> <p>給食に行事食を取入れ、日本のならわしや伝統について伝えていきます</p> <p>栽培収穫等の体験を通して食への関心を高めます</p>
P 1 5 (訂正)	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業</p> <p>1 展開の場における取組</p> <p><u>展開の場 : 保育所・幼稚園・学校</u></p> <p>共通の取組</p> <p>取組内容</p> <p>「はやね・はやおき・あさごはん」運動を推奨していきます</p> <p>家族や友達と一緒に食べる喜びや楽しさを育てます</p> <p>主食・主菜・副菜を知り、そろえて食べられるよう支援します</p> <p>栽培や収穫などの農業体験を通し食べ物大切さや感謝の心を育てます</p> <p>食を大事にし、食に関わる人々や食べ物などへ感謝する心を育てます</p> <p>郷土料理や行事食を献立に入れ伝えていきます</p> <p><u>給食での地産地消を推進します</u></p> <p>校内放送や給食便りでの情報提供をしていきます</p> <p>口腔保健教育を定着させます</p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業</p> <p>1 展開の場における取組</p> <p><u>展開の場 : 保育所・幼稚園・学校</u></p> <p>保育所・幼稚園での取組</p> <p>取組内容 7段目を削除、8段目を追加</p> <p>「はやね・はやおき・あさごはん」運動を推奨していきます</p> <p>家族や友達と一緒に食べる喜びや楽しさを育てます</p> <p>主食・主菜・副菜を知り、そろえて食べられるよう支援します</p> <p>栽培や収穫などの農業体験を通し食べ物大切さや感謝の心を育てます</p> <p>食を大事にし、食に関わる人々や食べ物などへ感謝する心を育てます</p> <p>郷土料理や行事食を献立に入れ伝えていきます</p> <p>給食での地産地消を推進します</p> <p><u>給食に地域の食材を活用するよう努めていきます</u></p> <p>校内放送や給食便りでの情報提供をしていきます</p> <p>口腔保健教育を定着させます</p>
P 1 6 (追記)	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業</p> <p>1 展開の場における取組</p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業</p> <p>1 展開の場における取組</p>

	<p><u>展開の場</u> : 家庭・地域・行政</p> <p>< 基本方向 ></p>	<p><u>展開の場</u> : 家庭・地域・行政</p> <p>< 基本方向 ></p> <p>7行目</p> <p><u>さらに、食育に携わる人が増え、主体的な食育活動が活発に行われるよう、地域で活躍できる人材育成として、行政は食育サポーター及び食生活改善推進員等の育成を行い、地域での活動の機会を提供していきます。</u></p>
<p>P 1 6 (訂正)</p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業</p> <p>1 展開の場における取組</p> <p><u>展開の場</u> : 家庭・地域・行政</p> <p>行政機関での取組</p> <p>取組内容</p> <p>基本的な生活習慣定着のための啓発活動（例えば早寝早起き運動など）を推進します</p> <p>地域との交流ができる機会を提供します</p> <p>学校給食や保育所での地場産品の活用を進めます</p> <p>行事食や郷土料理等を学ぶ機会を提供します</p> <p>生活習慣病の発症予防や重症化対策のために、望ましい食生活が維持できるよう支援します</p> <p>食育に関心のある人を増やしていくように努めます</p> <p>食や歯の健康づくりに関する取組を支援します</p> <p><u>食育を推進する民間ボランティアを育成し支援します</u></p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業</p> <p>1 展開の場における取組</p> <p><u>展開の場</u> : 家庭・地域・行政</p> <p>行政機関での取組</p> <p>取組内容 10～11段目を訂正</p> <p>基本的な生活習慣定着のための啓発活動(例えば早寝早起き運動など)を推進します</p> <p>地域との交流ができる機会を提供します</p> <p>学校給食や保育所での地場産品の活用を進めます</p> <p>行事食や郷土料理等を学ぶ機会を提供します</p> <p>生活習慣病の発症予防や重症化対策のために、望ましい食生活が維持できるよう支援します</p> <p>食育に関心のある人を増やしていくように努めます</p> <p>食や歯の健康づくりに関する取組を支援します</p> <p><u>食育を推進する組織や団体等(食生活改善推進員・食育サポーター等)を育成し活動の機会を提供します</u></p>

<p>P 1 6 (訂正)</p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業 1 展開の場における取組 <u>展開の場 : 家庭・地域・行政</u> 行政機関での取組 取組内容 町内の<u>栄養士</u>によるネットワークを確立し、一貫した指導・推進を行っていきます</p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業 1 展開の場における取組 <u>展開の場 : 家庭・地域・行政</u> 行政機関での取組 取組内容 1 2 段目を訂正 町内の<u>栄養士等</u>によるネットワークを確立し、一貫した指導・推進を行っていきます</p>
<p>P 1 7 (訂正)</p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業 1 展開の場における取組 <u>展開の場 : 消費者・生産者・行政</u> 行政機関での取組 取組内容 食に関する情報を提供します 食品衛生や食中毒等に関する情報を提供します <u>食育を推進する民間ボランティアを育成し支援します</u> 地元の食材や食品の良さを伝えるため、町内外のイベントでの PR 活動に取り組みます 地産地消事業を推進します</p>	<p>第5章 展開の場における取組と具体的事業 1 展開の場における取組 <u>展開の場 : 消費者・生産者・行政</u> 行政機関での取組 取組内容 3 段目を訂正 食に関する情報を提供します 食品衛生や食中毒等に関する情報を提供します <u>食育を推進する組織や団体等(食生活改善推進員・食育サポーター等)</u>を育成し活動の機会を提供します 地元の食材や食品の良さを伝えるため、町内外のイベントでの PR 活動に取り組みます 地産地消事業を推進します</p>